

別表（第3条関係）

事業区分、補助対象経費、補助率、補助限度額

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額
<p>1 販売促進事業 （テイクアウトやデリバリーサービス等のキャンペーン、ウェブサイトによる販売促進等の取組の実施）</p> <p>2 情報発信・情報活用事業 （情報発信、商圈調査、顧客分析、営業展開計画の策定等の実施）</p> <p>3 人材育成事業 （勉強会、研究会の開催、後継者の育成等の実施）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の再起支援のために行う経営資源の確保に係る事業を実施するため要する経費</p> <p>1 報償費</p> <p>2 旅費</p> <p>3 需用費</p> <p>4 役務費</p> <p>5 委託料</p> <p>6 使用料及び賃借料</p> <p>7 その他知事が必要と認める経費</p>	<p>1 補助率 補助対象経費の3/4以内</p> <p>2 補助限度額 1,000千円</p>

※補助対象経費の詳細については、別にかんばる商店街支援事業費補助金実施要領で定める。